平成２３年（フ）第１０２５号
東京都八王子市泉町1165番地
債務者　森田　　清
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５５０号
川崎市宮前区潮見台７番27号　M―ＳＴＡＧＥⅡ　101、前住所川崎市宮前区水沢３丁目２番43号　シーズン・ソレアード303
債務者　高萩美和子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２０５５号
東京都江東区東雲２丁目４―４―819
債務者　遠藤　鳳子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０５６号
東京都江東区塩浜１丁目５―５―901
債務者　土子　民夫
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０５７号
東京都江東区千田20―７　戸塚方
債務者　新井　幸康
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１０５号
東京都葛飾区西水元２丁目10―８
債務者　小松　京子（旧姓對馬）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１１０号
東京都葛飾区南水元１丁目９―１―108
債務者　山内美智子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６７号
東京都小平市御幸町187番地の１　ＩＳＶ201号
債務者　金丸　賢二
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３８６号
静岡市駿河区丸子3531番地の10
債務者　小林　榮一
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７５号
静岡県榛原郡吉田町住吉2232番地、旧住所静岡県牧之原市静波2219番地130
債務者　片瀬　　**茂**
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９７号
静岡市駿河区富士見台１丁目４番68―12号　石原アパート203号
債務者　賀知　導江
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２０４５号
東京都北区東田端１丁目２―１　葵企業
債務者　成田　　修
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５５号
静岡県藤枝市西方375番地
債務者　大石　隆仁
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９８号
北海道帯広市西17条南５丁目８番地103　オーロラ175―202号室
債務者　斉藤　初美
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係